

## 生駒市立病院管理運営協議会設置要綱案

### (設置)

第1条 生駒市立病院管理運営協議会（以下、「協議会」という。）は、生駒市立病院の管理運営に関する基本協定書（以下、「協定書」という。）第25条の規定に基づき、生駒市立病院(以下、「当院」という。)の管理運営に関し、生駒市及び当院の指定管理者との間の管理運営に関する協議に市民等の意見を反映させることで、健全な管理運営及び市民参加の病院を実現することを目的とする。

### (役割)

第2条 協議会は、当院に関する次の事項について協議するものとする。

- (1) 病院事業計画の実施状況に関すること。
- (2) 協定書に定める事業計画及び事業報告に関すること。
- (3) 市民等からの意見及び提案等に関すること。
- (4) その他管理運営に関すること。

### (会員)

第3条 協議会は、次に掲げる者の中から、10人以内で組織する。

- (1) 市長
- (2) 病院長
- (3) 公募市民
- (4) 地元自治会代表
- (5) 医師会等医療従事者
- (6) その他市長が適当と認める者

2 会員は、市長が病院長の意見を聴いて委嘱する。

### (会員の任期)

第4条 会員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 会員に欠員が生じたときは、補欠の会員を選任することができる。補欠会員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、市長をもって充て、副会長は、病院長をもって充てる。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下、「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、年3回を目途に開催する。ただし、会長が必要と認めるとき又は過半数の会員から要請があり、かつ、会長が必要と認めるときは開催することができる。
- 3 会議は、会員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 会長が適当であると認めたときは、公募市民以外の各会員は、協議会に代理者を出席させることができる。
- 5 会長は、必要に応じて会員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。

- 2 会長は、会議を非公開とする必要事由があると認めるときは、会員の意見を聴いた上で、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 前項の場合における非公開の事由については、次の各号に掲げる場合とする。
  - (1) 他の法令等に特別の定めがある場合
  - (2) 非公開が適当と認められる事項を審議する場合
  - (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合
- 4 会議資料、議事録等は、速やかに適切な方法により一般に公開するものとする。
- 5 その他、会議の公開等に関して必要な事項については、会長が別に定める。

(参加謝礼)

第8条 会員に対する協議会の参加謝礼は、無償とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、生駒市の市立病院担当課及び指定管理者の事務部において共同で処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。